

議 事 録

令和4年1月7日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～15:20
会議名	第18回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 北出 玉岡 西山 前田 高田 大田 木下 森中 奥沢 金谷 坂本 福地 山本 宮本 森本 中井 北川 垣内 (計19名)	
欠席者	西田 藤室 山口 福森 森下	
事務局	東 福山 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から第18回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。総数24名中19名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。8番の木下委員、13番の金谷委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数11件、筆数は田25筆、面積は合計25,310㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田3筆、面積は合計2,622㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は2,346㎡、譲受人は東高倉の〇〇さん、譲渡人は東高倉の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は590a、取得後は613aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、乾燥機を4台、田植機とコンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から車で2～3分の距離にあり現在も譲受人が管理されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。	
事務局	No.2 友生地区、所在地は中友生の田1筆、面積は444㎡、譲受人は中友生の〇〇さん、譲渡人は中友生の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は39a、取得後は43aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、妻が20年で常時従事されています。農機具は耕耘機、トラクターを各1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅に隣接する農地であり取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 西柘植地区、所在地は新堂の田2筆、面積は合計4,686㎡、譲受人は新堂の〇〇さん、譲渡人は新堂の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は360a、取得後は407aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から300mほどで、現在も譲受人が管理されていることから取得後も効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 府中地区、所在地は一之宮の田1筆、面積は2,233㎡、譲渡人は寺田の亡〇〇相続人代表 〇〇さん、譲受人は上野田端町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は123aで取得後は145aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は16年で本人が常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機を1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から8km、車で20分程度かかりますが、周辺の土地を管理しておりそこを拠点に農業をされますので取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5 丸柱地区、所在地は丸柱の田1筆、面積は合計816㎡、譲渡人は丸柱の〇〇さん、譲受人は丸柱の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は83aで、既に今回親子間の贈与であることから耕作面積は変わりませんが取得後も83aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は10年で本人及び父が常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有されており、取得後は野菜を耕作されます。拠点となる自宅の隣接地であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して新居地区担当委員、友生地区担当委員、西柘植地区担当委員、府中地区担当委員、丸柱地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明します。12月23日に現地立会を行いました。伊賀鉄道新居駅近くで遊水地内の農地で既に譲受人が耕作していることから問題はありません。
大田委員	No.2について説明します。12月23日に現地立会を行いました。特に問題はありません。
奥沢委員	No.3について説明します。12月22日に現地立会を行いました。以前から譲受人が耕作していることから問題はありません。
高田委員	No.4について説明します。12月22日に現地立会を行いました。特に問題はありません。
福地委員	No.5について説明します。12月20日に現地立会を行いました。現状畑としては不適切な状態ですが、自宅に隣接する農地で土を入れて畑にする計画であることから特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6～9について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.6 鞆田地区、所在地は中友田及び西湯舟の田8筆、畑3筆、面積は合計10,506㎡、譲渡人はゆめが丘の〇〇さん、譲受人は西湯舟の〇〇さんです。譲受人の耕作面積が無かったため、去る1月5日に新規営農面談を行いました。取得後は105aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。本人が常時従事する予定であり、現在も〇〇に所属して農業の勉強をされており、自身で農業を行うべく農地を取得するものです。農業機械はトラクター、コンバイン、田植機を〇〇からリースし、軽トラックを購入予定です。取得後は米、野菜、果樹を植える予定です。どの農地も自宅から約1km圏内にあることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7 小田地区、所在地は小田町の田3筆、畑3筆、面積は田畑合せて4,866㎡、譲渡人は小田町の〇〇さん、譲受人は、小田町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は207aで取得後の耕作面積は256aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、子二人も10年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台所有しています。申請地はいずれも自宅から車で10分と通作について問題ありません。申請地周辺を受人が耕作しており、渡し人の離農によりJAの仲介で受人が取得することになりました。取得後は水稻、野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 久米地区、所在地は木興町の田5筆、畑1筆で、面積は田畑合せて8,694㎡、譲渡人は横浜市の〇〇さん、譲受人は、木興町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は469aで取得後の耕作面積は556aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、妻が25年、子が23年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台、軽トラックを2台所有しています。申請地はいずれも自宅から車で5分と通作について問題ありません。申請地は田については、受人が以前から水稻を耕作しており畑については荒廃していますが、立会の際に開墾して耕作することを確認しました。渡し人が遠方で居住しており管理が不能のためこの度以前から耕作している受人が引き受けることになりました。取得後も水稻、野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 阿保地区、所在地は阿保の田1筆で、面積は498㎡、譲渡人は東京都町田市の〇〇さん、譲受人は、阿保の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は41aで取得後の耕作面積は46aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が51年、妻が46年、子が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、コンバイン、耕耘機、糶摺り機、乾燥機をそれぞれ1台、トラクターを2台所有しています。申請地は自宅から車で2分と通作について問題ありません。申請地は田については、受人が以前から水稻を耕作しており、渡し人が遠方で居住しており管理が不能のためこの度以前から耕作している受人が引き受けることになりました。取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して鞆田地区担当委員、小田地区担当委員、久米地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
山本委員	No.6について説明します。12月20日に現地立会を行いました。昨年まで管理されている農地で荒れているところも無く、譲受人もやる気があり、地元の法人に所属していることから特に問題はありません。
玉岡委員	No.7について説明します。12月20日に現地立会を行いました。譲受人とその子供2人が兼業で農業をするということで特に問題はありません。
玉岡委員	No.8について説明します。12月20日に現地立会を行いました。譲受人は認定農業者であり地元で多く耕作されていることから特に問題はありません。
森本委員	No.9について説明します。12月21日に現地立会を行いました。譲受人が既に耕作している農地の取得であり特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～9について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.6～9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6～9は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 長田地区、所在地は長田の田1筆、面積は1,789㎡、申請人は長田の〇〇さんです。申請地は、長田地区市民センターから北へ約800mに位置し、農用区域域内農地ですが、申請地を一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的を達するうえで当該農地を利用する必要があることから問題はございません。申請地については水はけが悪く近年耕作されていない状態でした。今回80cm盛土の上、山土を置き、果樹や野菜を耕作する予定であり、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より1年の計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西山委員	No.1について説明します。12月21日に現地立会を行いました。水はけの悪い田に土を置いて畑にしたい旨の申請であり特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 新居地区、所在地は西高倉の畑2筆、面積は合計118㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲受人は西高倉の〇〇さん、譲渡人は西高倉の〇〇さんです。施設の概要は、自家用駐車場として利用するものです。申請地は伊賀市立新居保育所から東へ約300mに位置し10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人宅に隣接していることから駐車場としての利便性もよく他に代替地もないことから、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日から令和4年3月31日までの計画です。土地造成は整地後、碎石敷き均しを行います。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	<p>No.2 壬生野地区、所在地は山畑の田1筆、面積は2,770㎡、地上権者は〇〇区の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん、地上権設定者は山畑の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀市立壬生野小学校から南東へ約1.3kmに位置し、10ha未満の小規模集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は圃場整備されていない生産性の低い農地で周囲も太陽光発電施設が増えてきており転用はやむを得ないと判断します。工事計画は令和4年1月30日から令和4年4月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを504枚設置し、設置割合は40%を超えております。なお、本申請はフィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 山田地区、所在地は真泥の田6筆、面積は合計18,716㎡、賃貸人は真泥の〇〇さん他5名、借入人は〇〇の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、真泥集落センターから北西へ約300mに位置する農用区域農地です。採取計画によりますと、全体面積18,716㎡、掘削面積17,199.4㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み65,345.3㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、元の表土を0.1m、脱水ケーキを0.3m、山土を0.6m、旧床土を0.5m、改良土を3.5m充てる計画となっています。改良土、山土等埋戻土については〇〇の〇〇の土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで敷地南西部に沈砂池及び水中ポンプを各2か所設置し、ろ過した上で既設水路から一級河川服部川の支川である一級河川日野川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、三重県砂利共同組合連合会が共同責任を負っており、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、土壌汚染対策法の届出、自然環境保全条例、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.4 府中地区、所在地は千歳の田1筆、畑3筆、面積は合計1,278㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は〇〇の合同会社〇〇 代表社員〇〇さん、譲渡人は千歳の〇〇さん他1名です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用する計画です。申請地は、佐那具郵便局から南へ約700mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年6月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置割合は40%を超えており問題ありません。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
	<p>No.5 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は784㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は円徳院の〇〇さん、譲受人は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、従業員用駐車場18台分として利用する計画です。申請地は、佐那具郵便局から北東へ約900mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。現在の駐車用が手狭になっており、長年休耕地となっていた農地を駐車場として活用するというので、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より令和4年3月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>

事務局	<p>No.6 府中地区、所在地は山神の田6筆、面積は合計7,790㎡です。賃貸人は山神の〇〇さん他5名、賃借人は〇〇の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、城東中学校から西へ700mに位置する農用区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積7,790㎡、掘削面積6,504㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深3.7m、安定勾配1:1.2で切り込み16,022㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深3.7mの内、元の表土を1.0m、山土等を2.4m脱水ケーキを0.3m充てる計画となっています。山土等については申請地から北東へ約2kmに位置する〇〇の〇〇の土及び申請地から南西へ約13.5kmに位置する〇〇の自社所有地の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び防護柵の設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで敷地南西部に水中ポンプを設置し、沈砂タンクを経由したうえで一級河川柘植川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。また、採取計画許可申請について三重県砂利協同組合連合会との連名になっており、共同責任を負うことから採取跡地の埋め戻しによる農地の復元は確実に行的されると考えられます。また、他法令につきましては、土壌汚染対策法の届出、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、地元地区や水利組合、隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、新居地区担当委員、壬生野地区担当委員、山田地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
前田委員	<p>No.1について説明します。12月21日に現地立会を行いました。近隣の地権者にも事業について説明をされており、特に問題はあります。</p>
金谷委員	<p>No.2について説明します。12月22日に現地立会を行いました。地元地区にも事業について説明をされており、周囲も太陽光発電施設であることから、特に問題はあります。</p>
宮本委員	<p>No.3について説明します。12月24日に現地立会を行いました。賃借人が実施する砂利採取の隣接地を砂利採取する旨の申請であり、搬入出の経路は通学路を通らないようにしていることから、特に問題はあります。</p>
高田委員	<p>No.4について説明します。12月22日に現地立会を行いました。周囲を加工フェンスを頑丈なものとするよう指摘し、転用はやむを得ないと判断しました。</p>
高田委員	<p>No.5について説明します。12月22日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はあります。</p>
高田委員	<p>No.6について説明します。12月22日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はあります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
一同	<p>意見なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>議案第3号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
一同	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第3号No.7～11について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>No.7 古山地区、所在地は古山界外の田1筆、面積は346㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は古山界外の〇〇さん、借人は堺市西区の〇〇さんです。施設の概要は、居宅1棟の新築です。申請地は、古山郵便局から北東へ約200mに位置し、周囲を宅地等で囲まれており10ha未満の小規模な農地集団であることから第2種農地と判断します。申請地は母屋の土地に隣接しており、駐車場及び進入路を共有できることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年9月末までの計画です。取水は西側道路埋設管より引き込み、汚水排水は西側道路埋設管の公共下水管路へ接続します。雨水は敷地内で集水し東側の既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.8 花垣地区、所在地は大滝の田1筆、面積は2,854㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は大滝の〇〇さん、賃借人は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、資材置場及び従業員・トラック駐車場として利用する計画です。申請地は、大滝公民館から北東へ約600mに位置し、周囲を山林等に囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから、資材置場及び駐車場として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年2月28日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.9 小田地区、所在地は小田町の畑2筆、面積は合計494㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は小田町の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇株式会社代表取締役〇〇さん、施設の概要は、受人が営む運送業の資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所旧庁舎から西2kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、開発が進み集合住宅など住宅の建築が進んでいる地域で農地として利用することは生産性がなく、経営縮小する渡し人から受人が譲り受け、受人の営む運送会社の資材置場として利用ものです。会社のすぐ東側の土地で運送用パレット置場として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみ。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。資金計画については、自己資金にて行う計画となっており、預金通帳の写しが添付されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.10 比自岐地区、所在地は比自岐の田2筆、面積は673㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は比自岐の〇〇さん、譲受人は奈良市の〇〇さん。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、比自岐地区市民センターから東におおむね500mに位置した、北側に川と北側以外を宅地、雑種地に囲まれた基盤整備されていない狭小な生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。当該農地は、東側、南側が太陽光発電施設になっており、南側の太陽光発電施設は譲受人が建設した施設であり、川、雑種地、宅地に囲まれ申請地のみが農地として残っており、利便性が悪く、太陽光発電事業を行っている譲受人へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実にされるものと思われれます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを360枚設置し、設置面積は606.6㎡となりパネル設置割合は90.13%となり40%を超えており問題ありません。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は令和4年2月1日から令和4年4月30日までの計画となっております。管理については、既に隣地に設置している太陽光発電施設についても草刈り等の管理が行き届いており、問題ありません。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者にも承諾済みで、また、区長、水利組合からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p>

事務局	No.11 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田1筆、面積は324㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は島ヶ原の〇〇さん、譲受人は島ヶ原の〇〇さん。施設の概要は、受人の自家用駐車場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所島ヶ原支所から南東に500mに位置する農地で、宅地に囲まれた基盤整備されていない狭小の農地であることから、いずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は、受人の居宅に隣接し、現在受人宅には駐車場がないため生産性の低い当該農地を駐車場として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。北側進入路の高さに整地し、コンクリート舗装及び砂利を敷きます。取水はなく、排水は雨水のみで申請地周辺が水路になっているため既存の水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、古山地区担当委員、花垣地区担当委員、小田地区担当委員、比自岐地区担当委員、比自岐地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森中委員	No.7について説明します。12月21日に現地立会を行いました。現在居住の親の土地の隣接地に子供が家を建てる計画であり、地元地区にも確認されていることから、特に問題はありません。
森中委員	No.8について説明します。12月21日に現地立会を行いました。大滝地内の県道に隣接する土地で周囲に農地が無いことから、特に問題はありません。
玉岡委員	No.9について説明します。12月20日に現地立会を行いました。申請地はゴミが多く置かれており譲受人がきれいにして管理する計画であることから、特に問題はありません。
木下委員	No.10について説明します。12月24日に現地立会を行いました。譲渡人が売りたいと希望していた土地で隣地の太陽光発電施設を管理する譲受人が当該土地と併せて太陽光発電施設を設置したい旨の申請でありやむを得ないと判断しました。
坂本委員	No.11について説明します。12月22日に現地立会を行いました。自宅前に駐車場を整備したい旨の申請であり現在駐車場が無いことから、特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～11について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.7～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7～11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第3号No.12～15について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.12、No.13、No.14は受人が同一のため、纏めて説明いたします。阿保地区、所在地は柏尾のNo.12、No.13、No.14それぞれ田1筆ずつ3筆、面積はそれぞれ1,491㎡、1,875㎡、805㎡転用しようとする地目は雑種地です。地上権者はNo.12が柏尾の〇〇さん、No.13が柏尾の〇〇さん、No.14が柏尾の〇〇さん、地上権設定者は〇〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南東におおむね2.5kmに位置した、基盤整備されている農地であるが、国又は地方公共団体が行った事業ではない特定土地改良事業等の施工にかかる区域内にある農地には当たらない、雑種地、宅地及び山林に囲まれた10ha未満の小規模な農地集団の農地でいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。当該農地は、桐ヶ丘団地の南東の端に位置し、所有者の居住区である柏尾区からは離れた農地で、利便性が悪く、太陽光発電事業を行っている地上権設定者が事業を行うというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。本申請はフィット法によらない申請で、取引する業者が電力会社との協議及び経済産業省による電気小売業の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルをNo.12は、168枚、予備資材置場、メンテナンス道具置場を差し引いたパネル設置割合は40.45%、No.13は、324枚パネル設置割合は44.56%、No.14は、156枚パネル設置割合は49.97%となりいずれも40%を超えており問題ありません。取水は無く、排水は雨水のみで既設の水路へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から令和4年5月末日までの計画となっております。管理については、年2回程度定期メンテナンス、維持管理を事業主が行い、問題ありません。また、申請地の最上部にはため池があり、ため池の管理を土地所有者が適切な管理を行う旨の確認書が提出されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者にも承諾済みで、また、区長、水利組合からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.15 矢持地区、所在地は霧生の畑1筆、面積は148㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は兵庫県西宮市の〇〇さん、譲受人は霧生の〇〇さん。施設の概要は、受人の自家用駐車場として利用するものです。申請地は、矢持地区市民センターから南東に1.5kmに位置する農地で、東に隣接する一団の農地とは土性の違う畑作に適した別の農地集団と判断し、基盤整備されていない狭小の農地であることから、いずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は、受人の居宅に隣接し、現在受人宅には駐車場がないため生産性の低い当該農地を駐車場として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。南側進入路の高さに整地するのみで造成工事はありません。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員、矢持地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	No.12～14について譲受人が同様ですので併せて説明します。12月21日に現地立会を行いました。申請地及びその周辺は現在も耕作されておらず、周囲に農地が無いことから今回の転用はやむを得ないと判断しました。
中井委員	No.15について説明します。12月23日に現地立会を行いました。譲受人の自宅の隣接地を駐車場にしたい旨の申請であり、特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.11～15について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.11～15について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第3号No.11～15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第4号「買受適格証明願について」を議題とします。 議案第4号No.1～2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	このたび伊賀市内で競売となった農地について入札が行われるもので、第5条の買受適格証明願が2件提出されました。買受適格証明願については、同一案件で願出人が複数名になる可能性があることから、公平性確保のため現地立会いを実施せず書類審査のみ行っております。落札者は落札後に改めて第5条申請を提出する必要があるため、現地立会いはその際に実施することとしていますのでよろしくお願いいたします。 府中地区、所在地は千歳の田1筆、面積は602㎡。願出人はNo.1が柘植町の〇〇雄さん、No.2が大阪府松原市の〇〇さんです。当該農地は、千歳地内の物件であり、この度津地方裁判所伊賀支部で公売により入札が行われます。買受適格証明願いについては、いずれの案件も農地法第5条の審査により判断することとなります。今回の期間競争入札参加のための第5条の買受適格証明願が提出されました。開札期日は令和4年2月16日の午前10時00分です。No.1については、資材置場として利用したい旨の申請であり、No.2については、車を仮置場として利用したい旨の申請です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であることから第3種農地と判断します。何れの申請も申請者の営む業務に必要な旨の申請であり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。工事計画についてはNo.1が許可日から令和4年7月末日まで、No.2については許可日から3カ月の計画です。資金証明も添付されており転用は確実に行われるものと思われま。周辺に農地もなく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、いずれの申請も区長及び水利組合からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。
議長	説明が終わりました。議案第4号については書類審査のみですので担当委員の補足説明は省略し質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり買受適格者として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1～2は原案のとおり買受適格者とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定33件、再設定40件で、田208筆、畑66筆で合計274筆。計画面積は合計321,488.67㎡です。 (利用権全体説明) (利用権新規) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
事務局	つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。
事務局	令和4年度伊賀市農作業賃金基準表について説明
森中委員	ドローン散布の欄に「薬剤含まず」を入れなくていいのか？
事務局	入れて訂正します。
福地委員	無人ヘリは反2,600円でもらっているがドローン散布の方が高い。
事務局	買入・売渡基準面積(三重県農林水産支援センター)について説明。
<small>森下会長職務代理者</small>	若い人が徐々に増やしていくためにも基準面積を減らしたらどうか。
福地委員	数字の根拠が把握できていないと感じる。基準面積を減らすことには賛成である。
森本委員	100アールは大きいと感じる。売渡条件が必須であれば下げてもいいのではないか。
坂本委員	認定農業者には面積要件はなかったと思う。
事務局	他産業並みに収入があることを目標としている。
北川委員	減らす感覚で検討してみてもどうか？
事務局	下げることに對する反対の意見はなく、どの数値に併せるのか漠然としているので、根拠を見出したうえで次回総会に提案することとしたい。
吉岡推進委員長	令和7年度までに女性委員を3割以上にする目標とあるが現時点からでも準備しておく必要があるのではないか。
山本委員	法人に声をかける場合、法人から出してもらわないといけないのか？
<small>森下会長職務代理者</small>	伊賀市独自で農業委員を5～6人増やしたらいいと思う。
福地委員	都市マスの委員も定数を定めているが、定数が集まらず苦慮している。
<small>森下会長職務代理者</small>	農地利用最適化推進委員の役割が重要である。
吉岡会長	地区で作る人がおらず苦慮している。目標値を掲げる際も国は一方的で地元の声を聴く耳を持たない。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和4年4月7日

会長

吉岡 康夫

⑩

議事録署名者

木下 賢一

⑩

議事録署名者

金谷 博一

⑩